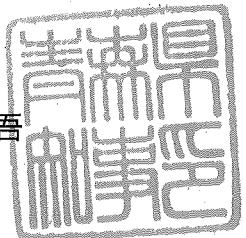


青原立第257号
平成25年8月12日

なくそう原発・核燃 あおもりネットワーク
代表 大竹 進・浅石 紘爾・鳴海 清彦 殿

青森県知事 三 村 申 吾



質問状に対する回答について

平成25年7月10日付けで提出のあった公開質問状について、別添のとおり回答します。

なくそう原発・核燃 あおもりネットワーク（平成25年7月10日）

7. 大陸棚外縁断層と六ヶ所断層の連動する巨大地震が起こる可能性が、池田安隆東京大学准教授が論文「下北半島沖の大陸棚外縁断層」で指摘されています。六ヶ所再処理工場、使用済核燃料プール、高レベル放射性廃棄物貯蔵施設は、巨大地震に対しどのように安全対策がとられているのか、事業者からどのように確認していますか。

- ① 原子力規制委員会から、耐震設計審査指針に照らして適切との評価はまだ得ていないのではないか？特に下北半島全般に渡る活断層の調査の途中であるので、原子力規制委員会の調査結果と評価に基づいた新たな安全対策を講じるように求めるべきではないですか？

答1 原子力規制委員会においては、核燃料施設等の新規制基準の策定を進めているところであります、同基準が施行となった後に、耐震性を含め、適合性の審査が行われるとされています。

2 また、平成22年12月に当時の原子力安全委員会が、「今後の中長期的な取り組みとして、新第三期中新世以降に大陸棚外縁の地形を形成したとする地下深部の地質構造について、形成メカニズム等に関する新たな知見の継続的な収集に努めることを望む」としたことを受け、現在、日本原燃、東北電力、リサイクル燃料貯蔵、東京電力の4社共同で、下北半島太平洋側海域の地質構造調査を実施しているところと認識しております、国、事業者にあっては、今後とも新たな知見を踏まえ、安全対策に万全を期していただきたいと考えています。

- ② 全電源喪失に備えて、東北電力の新たな送電線からの受電設備の新設なども計画しているということだが、これはいつまでに用意すると確認しているのか？

答 日本原燃株式会社では

- 東北電力株式会社が原子力施設の外部電源の信頼性向上対策のため設置する、上北変電所、六ヶ所変電所を経由しないで電力供給可能な新たな送電線からの受電設備については、平成26年度中に完了する予定である。
- 本工事は平成24年9月から着工しており、その内容は開閉所、送電線鉄塔などの建設であり、現在は開閉所を建設中である。
としています。

- ③ 高レベル廃液を冷却する機能喪失について、冷却機能の維持の対策が取られたとされているが、冷却機能が喪失した場合、どのような事態が想定されていると貴職は聞いているか、具体的にお答えください。

なお、原子力規制委員会は、5月13日開催の有識者会合で、「過酷事故」を引き起こす要因を挙げているが、その一つに使用済み核燃料プールや高レベル放射性廃液タンクの冷却機能喪失を挙げている。使用済み核燃料プールの冷却機能喪失は、近藤原子力安全委員長をして、福島第一原発4号機の使用済み核燃料の臨界爆発事故を想定させました。それなのに、貴職からの回答では一言も触れていません。貴職は想定事故と安全対策について、事業者からどのように確認しているか？

その上に、臨界、爆発、航空機落下やテロ対策等にも配慮すべきとしている。これまでに用意した安全対策で万全と考えず、今後も逐次見直されるとの前提で、貴職が主体的に安全管理の徹底を国と事業者に求めるべきではないのか？

答1 日本原燃株式会社によると

○高レベル廃液を冷却する機能喪失について

- ・ 高レベル廃液を冷却する機能が喪失した場合、崩壊熱により機器内の溶液の温度は上昇し、高レベル廃液が沸騰する。その後、高レベル廃液の沸騰状態が継続すると、沸騰により水蒸気量が増大するため、放射性物質の放出量が増加し、さらに高レベル廃液の温度が上昇して、廃液中のルテニウムと硝酸との化学反応が顕著となり、溶液からのルテニウムの揮発がはじまり、放射性物質の異常な放出に至る。
- ・ なお、高レベル廃液を冷却する機能が喪失してから放射性物質の異常な放出に至るまでの時間は、設計基準燃料を処理した場合には、約51時間である。
- ・ 対策としては、消防ポンプ等による冷却コイルへの直接注水や電源車からの安全冷却水系への給電等にて対応を行うこととしている。

○使用済燃料プールを冷却する機能喪失について

- ・ 安全冷却水系（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設）及びプール水冷却系の機能喪失により、使用済燃料の崩壊熱を除去することができなくなり、燃料貯蔵プール水温度が100°Cに達した時点で沸騰する。それによりプールの水位が低下すると、スカイシャイン線により周辺環境での被ばく線量が上がる。
燃料貯蔵プール水が枯渇し更に使用済燃料の温度が上昇すると、使用済燃料が破損し、内部に含まれている放射性物質が周辺環境へ放出される。
- ・ なお、安全冷却水系（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設）及びプール水冷却系の機能喪失から、燃料貯蔵プールにおける沸騰に至るまでの時間は約66時間、燃料貯蔵プール周辺が作業目安線量率に達するまでの時間は約15日（約372時間）である。
- ・ 対策としては、消防ポンプ等からの燃料貯蔵プールへの注水や、電源車からの冷却系へ

の給電にて対応を行うこととしている。

- また、臨界、爆発、航空機落下やテロ対策等についても、原子力規制委員会から使用済燃料再処理施設の新規制基準骨子（案）が示されたので、今後、適合するように適切に対応をしてまいりたい。

とのことであり、県としては、事業者の対応状況を注視していきたいと考えています。

2 臨界、火災爆発、航空機落下等については、これまでの安全規制においてもその対策が求められてきているところですが、対策を行っているから安全とすることで終わらず、それでもこれらの事態が発生した場合に備えることが大切ということが、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた対策の重点であると受け止めています。

3 県としては、安全確保を第一義とする観点から、国及び事業者に対して、県内に立地する原子力施設の安全確保の徹底を要請するとともに、国に対しては最新の知見を踏まえて原子力施設の安全性向上に不斷に取り組むこと等について、関係道県と連携して要請してきたところです。

4 これに対し、国では、新たな規制基準の策定に当たって、最新の知見を既存施設にも反映するいわゆるバックフィット制度を導入したところですが、県としては今後とも、安全確保に係る国・事業者の対応状況等を踏まえ、要請すべき点はしっかりと要請するなど、適切に対応していきたいと考えています。

④ 女川原発は、防潮堤を 17 メートルから 29 メートルへの大幅な防潮堤のかさ上げをするとしたが、東通は見直さなくとも大丈夫とした理由を、貴職は聞いているのか？

答 東北電力株式会社によると、

- 東通原子力発電所の更なる安全性の確保に向けた対策として防潮堤を設置することとし、平成 24 年 3 月 16 日より高さ約 2 m (T. P. ^{*1} +15m)、長さ約 2 km の防潮堤の工事を開始した。
- その後、中央防災会議において南海トラフの巨大地震による津波検討結果が公表される等、津波に対する原子力の安全性への社会的関心が高まっている状況を踏まえ、平成 24 年 4 月 13 日に津波に係る社内評価を取りまとめた。その結果、敷地前面の最高水位は T. P. +10.1 m 程度、地震に伴う敷地の地盤沈下は 0.63m ^{*2} となり、地盤沈下を考慮しても敷地に津波が浸水することはないことから、発電所の安全性には影響がないものと評価したが、地盤沈下量 (0.63m) を考慮し、念のため防潮堤を当初計画の約 2 m から約 1 m かさ上げすることとし、平成 25 年 5 月 29 日に本体工事が完了した。

とのことであり、県としては、事業者の対応状況を注視していきたいと考えています。

※1 T. P. とは、東京湾平均海面を基準とする標高。

※2 炉心位置での地盤沈下量。

8. 2011年3月11日の福島第一原発事故以降、放射能汚染に関する国民の危機意識が高まり、福島県の第一次産業は立ち行かなくなりました。青森県には優秀な第一次産業がありますが、県内の原子力施設で事故が起きれば、福島県と同様の影響を受けると思われます。第一次産業を守る観点に立って、貴職から県内の原子力施設の廃止を国と事業者に申し出るべきではないですか。県内の産業を放射能汚染から守るためどのような方法を考えていますか。

- ① 福島原発事故を受けて、原子力災害が起きれば青森県の第一次産業に大きな影響を受けるのは間違いない。それ故、「原子力産業との共存はもはや行うべきでないのでは」との質問なのに、それには全く貴職からの答えがないのは何故か？

答1 「青森県基本計画未来への挑戦」において、食料とエネルギーを本県の比較優位資源と位置付け、これまで「攻めの農林水産業」を軸とした食産業の充実強化とエネルギー分野での先進的な取組を重点的に進めてきたところです。

2 他方、原子燃料サイクル施設、原子力発電所の立地に当たっては、国のエネルギー政策、原子力政策に沿う重要な施設であるとの認識の下、県民の安全・安心の確保を大前提として、地域振興に資するとの観点から国策に協力してきたところです。

- ② 県内原子力施設に係るモニタリングが徹底される必要はあるが、モニタリングは汚染結果を知る手立てに過ぎない。汚染から大地を守るための方法について考えていないのですか？

答1 県では県内原子力施設周辺の住民等の健康と安全を守るため、モニタリング計画を策定し、施設周辺に設置したモニタリングステーション等の自動測定装置により、環境の放射線を常時監視するとともに、空気、土、河川水、海水、水道水、農畜産物、海産物などを採取し、含まれる放射性物質を定期的に調査した結果を評価し公表しています。

2 県内原子力施設に係るモニタリングについては、今後とも皆さんの健康と安全を守るために引き続き実施し、施設から環境への影響について調査した結果と専門家の評価した結果について新聞広告、ホームページや広報誌「モニタリングつうしんあおもり」等で広くお知らせしていきます。

③ 福島第一原発事故でも問題にされたが、放射能影響予測 SPEEDI が国民には情報を知らせずに、IAEA に予測情報が報告されていた事が問題である。SPEEDI 情報の青森県民向けの速報体制をどのように整備するのか？

答1 SPEEDI による予測結果といった迅速な提供が必要な情報は、緊急時には国の原子力災害対策本部から、報道機関やインターネット等を通じて公開されます。

2 県においても、国の原子力災害対策本部から連絡があった情報については、県災害対策本部から住民に情報の提供を行うこととしております。情報提供に当たっては、テレビやラジオなどの放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得て行うほか、インターネット等も活用し的確な情報を提供していくこととしています。

④ 県の発行している「モニタリングつうしんあおもり」で福島第一原発事故以降定期的に更新されているのが、青森県内に蓄積されたセシウムの観測結果である。発行の都度、過去の数値を超えており、その事実から、原発事故の影響の長期化が懸念される。それなのに、それでも問題ないとする理由は何か？

答1 県、日本原燃株式会社、東北電力株式会社及びリサイクル燃料貯蔵株式会社は「環境放射線モニタリング計画」に基づき、県内の原子力施設に係る環境放射線モニタリングを実施しています。

2 調査結果については、学識経験者、県議会議員、関係市町村の長、議会の長や関係団体の長などで構成される青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議で、四半期ごとに評価・確認されます。

3 平成23年3月以降の調査結果には、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の影響と考えられる測定結果が含まれており、青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議において、「住民等の健康と安全に影響を与えるレベルではない」と評価されています。

4 県内原子力施設に係るモニタリングについては、引き続き実施し、調査した結果と専門家の評価した結果についてお知らせしていきます。

9. 福島原発事故以降、青森県の第一次産業と観光産業に与えた影響を、どの程度と貴職は認識されていますか。

県内の原子力施設で3.11福島原発級の事故が起きた場合、青森県の第一次産業にどのような被害が、何年間及ぶと考えていますか。具体的な数値を上げてご回答ください。

また、原発よりも再処理工場の方が放射能放出の割合が多いということが知られています。再処理工場が操業された場合、青森県の第一次産業と観光産業にどのような影響が出ると貴職は認識されていますか。

- ① 青森県内における原子力産業の展開をここまで許してきた貴職としては、第一次産業と観光産業への影響を当然に把握している数字ではないのか。県として把握している被害額を明示すべきではないのか？
- ② 上記①の被害が示せないので、青森県で同様の被害が起きた場合の被害額が示せないというのであれば、福島県の被害を当てはめて考えればいいのか？

答1 福島第一原子力発電所の事故により、本県の第一次産業では、牛肉及び子牛、マダラについて、生産者団体等が東京電力株式会社に損害賠償請求を行っています。

牛肉及び子牛については、風評被害が発生した平成23年7月から平成25年2月までの損害額を請求しているほか、平成25年3月以降の損害額についても、今後、順次請求していく予定であると聞いています。

また、マダラについては、平成24年6月19日から7月25日までと、平成24年8月9日から10月30日までの期間、出荷自粛及び国の出荷制限により、漁獲することができなかつたことから、減収分等の損害賠償請求を行い、賠償が進んでいると聞いています。

2 一方、観光面では、全国的な旅行自粛、訪日旅行に対する不安や青森・ソウル線の運休など、本県の誘客に深刻な影響が生じたところであり、特に震災のあった平成23年3月には、本県の主な観光施設の入込は前年比59.0%、主な宿泊施設の利用状況は76.5%と、震災前に比べ大幅な減少となりました。

3 いずれにしても、福島原子力発電所の事故に伴う原子力損害の賠償額については、被害者と東京電力株式会社との当事者間の交渉のため把握していないところです。

③ 福島第一原発事故後、全国民が放射能の恐怖を実感した。そして、現在もなお、私たちは福島第一原発から放出された放射能を影響を受けた食品を、食べねばならない状態が続いている。その汚染値は、距離が離れた地域から徐々に軽減されていると言われているが、その数値を管理する国と事業者の信頼が失墜したのも事実である。だからこそ、貴職が独自に事故想定を考えるべきであるのに、肝心なことになると、すべて国や事業者任せである。これで、県民の生命と財産を守ると言えるのか？

答 原子力施設の安全確保については、第一義的には事業者が責任を持って取り組むとともに、法令に基づいて一元的に安全規制を行っている国がその役割を果たしていくことが基本であると考えています。

また、県としては、本県における原子燃料サイクル事業を始めとする原子力施設については、県民の安全・安心を重視する立場から、節目節目において、専門家による安全性の検討、立地市町村の意向確認、県議会における御議論、県内各界各層の意見聴取など所要の手順を経て、国・事業者の責任ある対応を厳しく求めるなど、安全確保を第一義に、慎重に対処してきたところであり、今後とも、この姿勢を堅持いたします。

10. 青森県に立地された原子力施設がこれまで青森県に及ぼした経済波及効果をどの程度と捉えていますか。具体的な数値を上げてご回答下さい。

- ① 貴職からは地元企業の受注機会の拡大、地元雇用の促進、県連企業・研究機関の立地等の経済波及効果があったとの答えがあつたが、それを数値で把握していないのか？
- ② 福島第一原発事故発生前、福島県の原子力立地地域は、原子力産業との共生が当たり前であった。また、JCO の臨界事故が起きる前の東海村も、原子力産業との共生があればこそその発展を謳っていた。ところが、事故の後、一転しました。その痛みを、青森県で起きると想像できないのか？

答1 本県では、原子力施設の立地に当たっては、安全確保を第一義に、地域振興に寄与するとの観点から協力してきたものです。

2 地域振興については、これまでも、地元企業の受注機会の拡大、地元雇用の促進、関連企業・研究機関の立地のほか、税収の増加や電源三法交付金が平成23年度までに、県全体で2,334億円余が交付され、生活基盤・産業基盤の整備や地域福祉の向上に活用してきたところであり、相当程度の地域経済の活性化と地域振興効果があつたものと認識しています。

3 主な施設立地に伴う経済効果

○原子燃料サイクル施設に係る工事発注関係（昭和60年度から平成23年度まで）

- ・工事発注：3.0兆円 うち県内受注額5,389億円（18%）
- ・就労者数：延べ1,654万人・日、うち県内就労数 1,031万人・日（62%）

○原子燃料サイクル施設に関連する企業誘致（平成24年4月）

- ・日本原燃 社員数 2,507人、うち県内出身者 1,374人（55%）
- ・日本原燃に関連業務を行う55社社員数2,136人、うち県内出身者1,804人（84%）
- ・電事連仲介による誘致企業 16社16事業所 従業員796人

○試験研究機関の立地

- ・平成2年 放射性物質及び放射線の環境への影響等の環境安全に関する調査研究、情報・技術の提供などを行う、財団法人環境科学技術研究所（平成24年4月より、公益財団法人に移行）が設立

11. 原子力立地自治体の中には、核燃料税等の受け入れを拒否する自治体が出ています。青森県は使用済み核燃料の貯蔵に高額の核燃料税を課していますが、このような課税を続けるならば、青森県の財政は原子力施設依存体質に陥ってしまいます。

「脱原発」が圧倒的世論となっている昨今、このまま原子力マネーに依存することの弊害について貴職の見解をお聞かせ下さい。

- ① 原子力マネーに依存することの弊害についてお尋ねしたので、再度お答えください。
- ② 国が唱える核燃料サイクル政策については、「もんじゅ」の運転停止と六ヶ所再処理工場の未操業によって、将来性に大きな不安が出てきている。特に、国内抽出のプルトニウムを、日本の原発で使う場所が見当たらないという事態は、安倍首相の唱えるような「核燃サイクル堅持」が掛け声倒れが明らかだ。過去の「下北開発」や「むつ小川原開発」の失敗と同様に、「原子力産業」そのものが明日をも知れない状況を見たときに、いつまでも「原子力マネー」に依存できると考えているか？

答1 電源三法交付金制度は、発電用施設の周辺の地域における公共用施設の整備等を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図るとともに、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的としており、本県においても、広く県全体の振興を図るため、産業・雇用、医療福祉、人材育成など本県の実情を踏まえた地域振興の推進のために活用されているところです。

2 その制度創設の背景としては、電気の消費地と生産地との受益と負担の均衡を図るために措置が必要であったものと認識しています。

3 県としては、この制度を通じ、発電用施設の立地・周辺地域において、住民の安全・安心を第一義に、様々な地域振興策が講じられているものと考えております。

12. 現在、辛うじて大飯原発3、4号機が運転されていますが、2月の厳冬期を節電で乗り切り、電力需要に3%を超える余裕がありました。電力不足を理由に、日本中の原発を運転する理由は見当たらないこととなりましたが、貴職はどのように考えますか。

- ① 福島第一原発事故以降、一時期原発の運転が止まり、再稼働したのが大飯原発3,4号機だけであった。しかも、電力需要に余裕があったということは、大飯原発の運転は回避し得たのではないかという質問だったが、貴職から回答が得られなかつた。現実に、原発の運転が不要であったことを、貴職はどのように捉えているのか？
- ② 大飯原発は9月には停止する予定で、全原発が停止するが、その代替エネルギーが火力に大きく依存したのは事実だが、その解消策に原発の再稼働を念頭に据えるというのは、原子力産業界が言うのならまだしも、貴職が述べるのは筋違いでないのか？
- ③ エネルギーの安定供給という観点だけでなく、事故発生時における影響の大きさを考慮することも忘れてはならないのではないか。原子力、水力、再生可能エネルギーの全施設での事故を想定して、事故発生リスクの大きな原子力について貴職が除外しないのは何故か？

答1 我が国のエネルギー政策については、国家安全保障、地球温暖化への対応、国民生活と産業経済への影響、国際貢献等の様々な観点から、原子力、火力、再生可能エネルギーなど、それぞれのメリットを最大限に活かしたベストミックスを図ることが重要であると考えています。

- 2 また原子力については、安全確保の問題が極めて重要であり、福島第一原子力発電所の事故の重大性からも、国及び事業者においては、強い責任感と使命感を持って安全確保の徹底を図るべきと考えているところです。
- 3 いずれにしても、原子力発電所の再稼働を含む今後のエネルギー政策のあり方については、政府の責任においてしっかりと検討を行うべきであり、時間軸を踏まえつつ、現実的な議論を行うとともに、長期的な方針を不透明にすることなく、確固たる国家戦略を明確に打ち出させていただきたいと考えています。

13. 六ヶ所再処理工場が10月に竣工される予定ですが、事故が起きなくても日常的に莫大な放射能を垂れ流します。青森県として、その被ばく対策をどのように講じようとしていますか。

① 貴職は、再処理工場の運転開始を前提に小児がんの発生確率に関する調査等を既に実施してきた。成人のがん発生確率と再処理工場の因果関係を調査しない理由は何か？

答1 県では、六ヶ所村の再処理施設について、県民の中には、健康に対する不安を持たれる方がいることや、県医師会等の有識者からも再処理施設操業開始前から調査を実施すべきとの意見が出されてきたことを踏まえ、平成11年度から六ヶ所再処理施設に対する県民の健康不安の解消に資するため、国と県が連携し、青森県小児がん等がん調査事業を実施してきたところです。

2 この事業は、再処理施設が操業を開始する前から県内の医療機関の協力を得て、放射線の影響があらわれやすいといわれている小児がん等に関するデータを継続的に収集、蓄積し、他のがんデータと併せて分析・評価し、その結果を県民に公表することを目的として、実施しているものです。

3 なお、県では、成人がんも含めた県内のがんの罹患と死亡の実態については、県内の医療機関の協力を得て、平成元年から青森県がん登録事業を実施し、把握に努めているところです。

② 回答に述べたモニタリングについては、8の質問への再質問に盛り込んだように、不足である。もともと、県が行うモニタリングは、事業者の行うモニタリングデータと調整してから発表されることが問題でもある。相互に調査した結果を、相互に独自に公開することではないと、県民から見て不信感が伴うのではないか？

答1 県では県内原子力施設周辺の住民等の健康と安全を守るため、モニタリング計画を策定し、この計画に基づき、県と事業者との間で地域全体として整合がとれるよう役割分担を調整し、モニタリングを実施しています。県と事業者が実施した調査結果については、県が四半期毎にとりまとめ、専門家等からなる「原子力施設環境放射線等監視評価会議」で定期的に評価・確認し、公表しています。

2 県内原子力施設に係るモニタリングについては、今後とも皆さんの健康と安全を守るために引き続き実施し、施設から環境への影響について調査した結果と専門家の評価した結果について新聞広告、ホームページや広報誌「モニタリングつうしんあおもり」等で広くお知らせしていきます。

14. 県独自に、原子力施設敷地及びその近傍の活断層調査をするつもりはありませんか。

- ① 原子力規制委員会は、敦賀2号機の真下に活断層があるという専門家会議の調査結果を了承したが、日本原電はこれを認めない立場である。東通原発に関しても、原子力規制委員会が疑わしいとしているが、東北電力はこれを否定している。かように、活断層の調査は、科学的な判断ではなく、立場によって見方が変わるのでないかと疑われる。そこで、県がかつて行ったように、第三者機関を創設して、活断層の調査を行ってはどうかとお尋ねしたが、行うか否かをお答えください。
- ② 基準地震動が450ガルの再処理工場は、全国の原子力施設の中でも最低基準である。この基準で満足するのではなく、安全対策上考慮すべき課題として、貴職から事業者に求めるべきと考えるが、貴職からこのような提案をしたことがあるのか？もし、行っていないのであれば、その理由は何か？
- ③ もっと積極的に、県民に対しでも情報公開することが求められる課題であるのに、国と事業者のやり取りを見守るだけでは、県民にとって不安が残る。貴職の積極的な関与を阻むのは、活断層上の施設の指摘を受けて原子力施設の廃止が命じられ、核燃料税の受け取り中止、地域交付金等の中止につながることを恐れているのか？

答1 原子力施設の安全を確保するためには、第一義的には事業者が責任を持って取り組むとともに、法令に基づき一元的に安全規制を行っている国が、その役割を果たしていくことが基本であると考えています。

2 現在、原子力規制委員会においては、原子力施設に係る活断層の調査や核燃料施設等の新たな規制基準の策定を進めているところであり、県としては、国及び事業者の対応状況を注視していきたいと考えています。

